3　役員の報酬等に関する議案

⑴　取締役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下⑴において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

①　保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第１項各号に掲げる事項の算定の基準

②　議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第１項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

③　議案が２以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数

④　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各取締役の略歴

⑤　相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第６項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑥　議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

⑴の２　監査等委員である取締役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第１項各号に掲げる事項の算定の基準

②　議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第１項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

③　議案が２以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数

④　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

⑤　保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第５項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑥　議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

⑵　会計参与の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第１項に規定する事項の算定の基準

②　議案が既に定められている保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第１項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

③　議案が２以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数

④　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴

⑤　議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

⑥　保険業法第53条の17において準用する会社法第379条第３項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑶　監査役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第１項に規定する事項の算定の基準

②　議案が既に定められている保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第１項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

③　議案が２以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数

④　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴

⑤　議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

⑥　保険業法第53条の20において準用する会社法第387条第３項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑷　責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等

次に掲げる場合において、取締役が保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第４項（保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第８項及び第427条第５項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

①　保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第１項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

②　保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第１項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

③　保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第１項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

4　計算関係書類の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

⑴　保険業法第53条の23において準用する会社法第398条第１項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容

⑵　取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要

5　合併契約等の承認に関する議案

⑴　吸収合併契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

①　当該吸収合併を行う理由

②　吸収合併契約の内容の概要

③　当該相互会社が保険業法第160条第１号に規定する吸収合併消滅相互会社である場合において、保険業法第49条第１項において準用する会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の２の13第１項各号（第２号、第６号及び第７号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

④　当該相互会社が保険業法第160条第１号に規定する吸収合併存続相互会社である場合において、保険業法第49条第１項において準用する会社法第298条第１項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の２の16各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要